

北海道生涯学習審議会傍聴要領

(平成18年9月8日北海道生涯学習審議会会長決定)

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 北海道生涯学習審議会（以下「会議」という。）の傍聴を希望する方は、事前に電話等で申し込みいただくか、当日、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名、住所を記入し、会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴は10名以内とし受付の先着順で、定員になり次第締め切ります。ただし、報道関係者の取材については別に許可します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、私語等は慎み拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議中において、飲食(軽飲料を除く。)及び喫煙などはできません。
- (3) 会議中において、写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 傍聴をすることができない方

- (1) 酒気を帯びていると認められる方
- (2) 会議の妨害になると認められるものを携帯している方
- (3) 前2号のほか、会長において傍聴が不相当と認める方

4 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
おわかりにならないことがあれば事務局にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、会長の指示により退場していただく場合があります。